

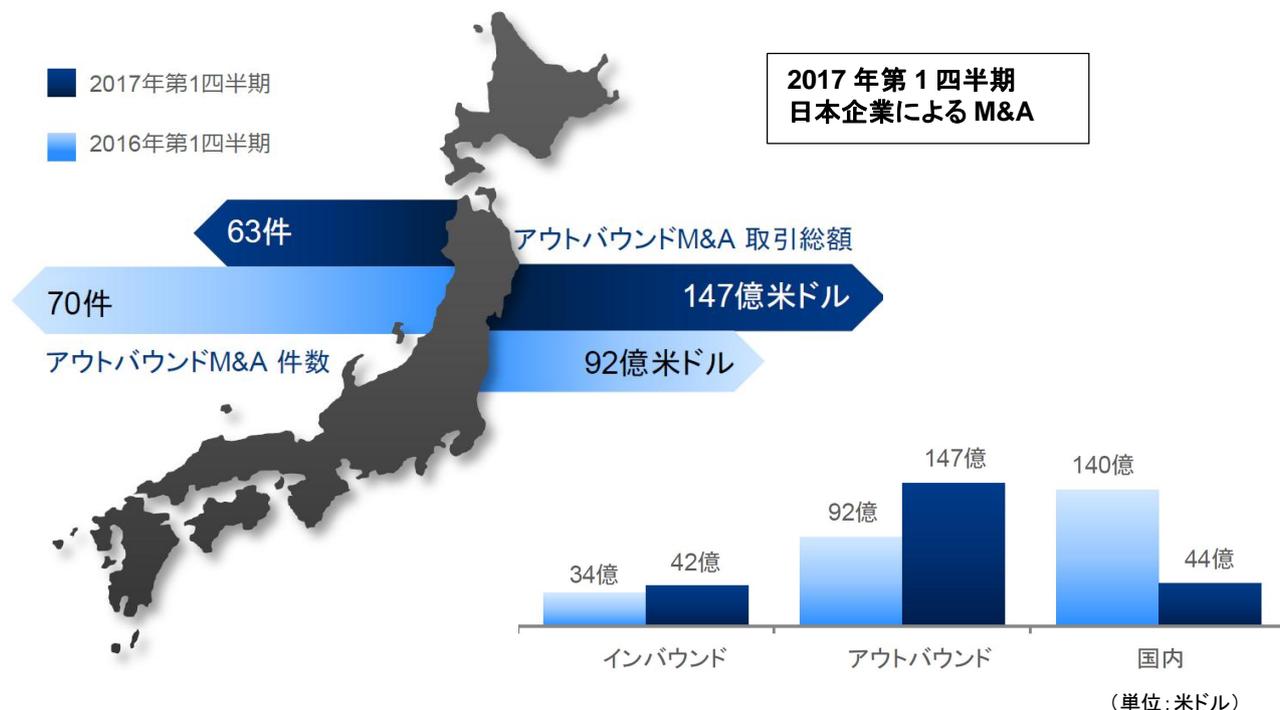
## 2017年第1四半期、日本がアジア・パシフィック地域アウトバウンド M&A 案件を牽引

【東京発 2017年4月27日】 ベーカーマッケンジーとマージャーマーケット (Mergermarket) が共同で発表している Cross-Border M&A Index によれば、2017年第1四半期において、日本企業が、アジア・パシフィック地域からのアウトバウンド M&A 活動を牽引しました。

### 日本企業によるアウトバウンド M&A が活況

堅調だった 2016 年に引き続き、日本企業は、2017年第1四半期もクロスボーダーM&A 取引を積極的に進め、日本企業がアジア・パシフィック地域からのアウトバウンド投資をリードしました。日本企業による買収案件数は 63 件、取引総額は 147 億米ドルに達しました。

日本企業によるアウトバウンド M&A 案件は、金融サービス、電気通信、製造業等、多数の業種にわたり、取引額として最大となったのは、武田薬品工業による米国のバイオテクノロジーに強みを持つ製薬企業アリアド社の買収案件（取引価額：49 億米ドル）でした。日本企業によるアウトバウンド M&A 案件における相手企業を地域別に見ると、北米、アジア・パシフィック、EU の順でした。

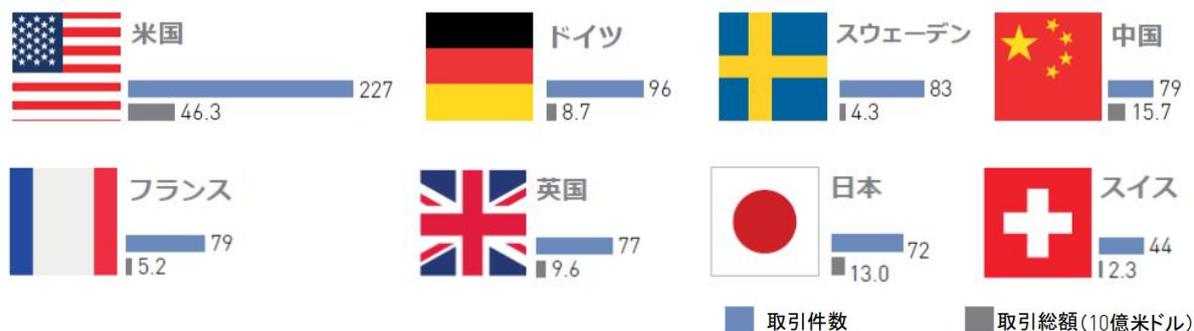


出典: 2017年第1四半期「Cross-border M&A Index」(マージャーマーケット)

## 製造業への集中

2016年の製造分野におけるクロスボーダー案件数は942件で、前年比23件増、金融危機以降最高水準となりました。また、取引額も1,168億米ドル（対前年比48%増）と、金融危機以降最高となりました。日本は2016年から2017年第1四半期までの期間において製造分野で最も活発に買収が行われた国のひとつでした。

### 製造分野での買収が盛んな国 2016年～2017年第1四半期



ベーカーマッケンジー東京事務所、コーポレート／M&A グループの共同代表を務める高田昭英は、「日本企業に対して事業再編とさらなる成長を求める市場からの圧力は、ますます高まりを見せています。国内市場における成長余力は限られているため、外国企業の買収を中期経営計画において重点戦略のひとつに掲げる企業は昨年から引き続き多く、2017年第1四半期における日本企業のアウトバウンド取引への意欲の高まりは、特に目新しい動きというわけではありません。世界情勢への懸念や先行きの不透明感から企業がより慎重であった昨年に比べて、多くの企業が世界進出戦略に自信を取り戻しつつあるということは言えるでしょう。この傾向は日本企業の中期戦略のもと継続することが予想されますが、世界情勢や他の投資環境をめぐる急激な変化に対してはなお慎重な対応をとる企業が多いでしょう」と述べています。

世界規模で見ると、リスボン条約第50条の発動、トランプ政権をめぐる先行き不透明感、EU各国における激しい選挙戦が相まって、2017年第1四半期にはM&Aマーケットに対し下向きの圧力が加わりました。世界でのクロスボーダーのM&A案件数は、前年同期比18%減となる1,238件でしたが、取引額は3,312億米ドルで、前年同期比わずか3%の減少にとどまりました。

中国企業のM&A活動の減速やフランスの大統領選など、不確定要素を含む第2四半期の見通しは予測困難ではあるものの、企業の景況感や平均取引額の増加（2016年第4四半期比15%増の5,370億米ドル）に照らせば、取引件数が低水準で推移したとしても、M&A取引額は堅調を維持することが予想されます。

ベーカーマッケンジーのCross-Border M&A Index レポートの全文（PDF）は、[こちら](#)（英文のみ）からご覧いただけます。

- 以上 -

## ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。